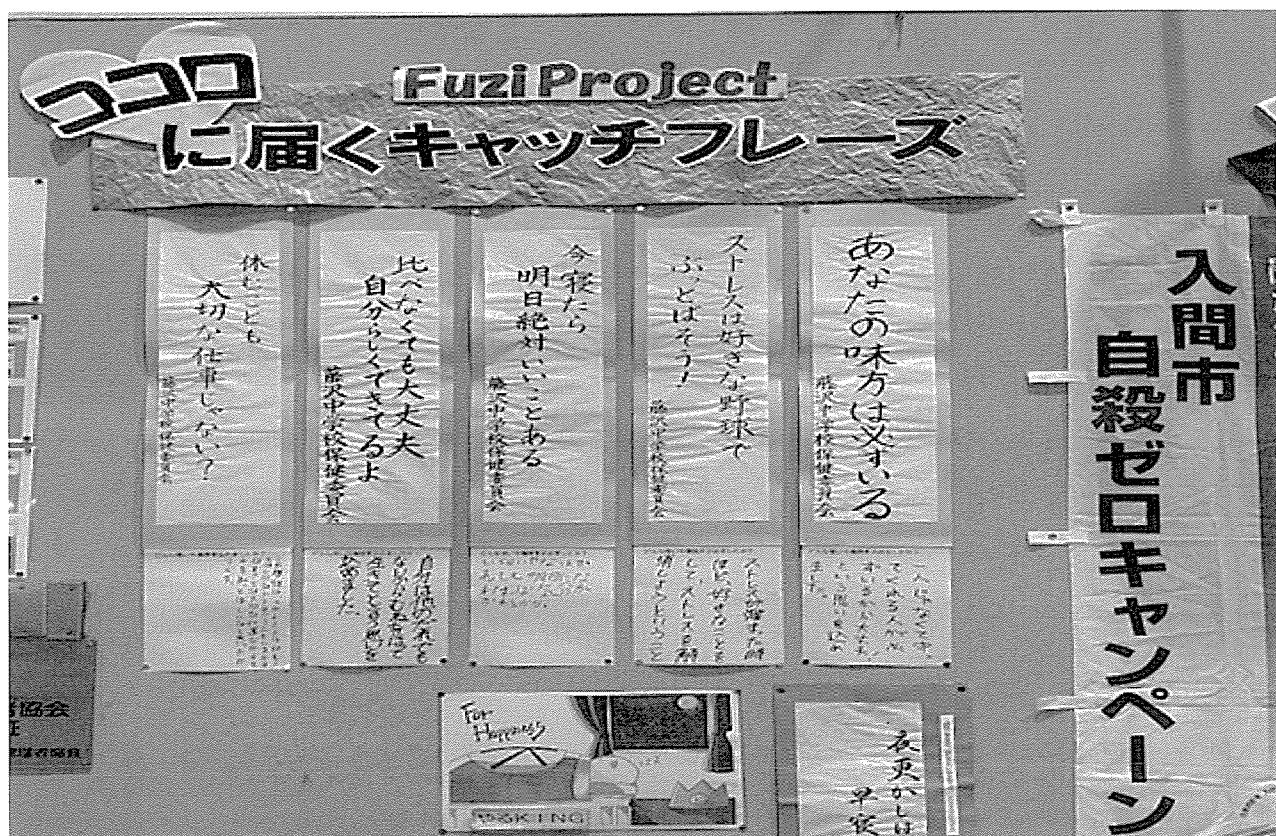


第7章

第2次 入間市自殺対策計画



「令和4年度自殺予防週間における藤沢中学校学校保健委員会の生徒によるココロに届くキャッチフレーズ」

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」

～気づいていますか SOS、聞かせてください SOS～

1 趣旨

我が国の自殺者数は、1998年(平成10年)に初めて年間3万人を超え、以後高止まりの状態が続いていましたが、国を挙げて様々な取り組みを推進した結果、近年は減少傾向にあります。しかし、平成28年には2万1,000人以上の方が自殺により亡くなっています。自殺対策は国としてなお取り組むべき大きな課題となっています。平成28年4月には、自殺対策基本法が改正され、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として実施していくことが明記されました。

市では平成21年度から「入間市自殺対策庁内連絡会議」を設置し、自殺対策に取り組んできたところですが、市民、行政、関係機関・団体との連携を強化し、より効果的かつ地域の実情に応じたきめ細やかな対策を推進するため、平成31年度から5か年を推進期間とする「入間市自殺対策計画」(以下「第1次計画」)を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け自殺対策を推進してきました。

そして第1次計画における取組の成果や課題、近年の社会環境の変化などを踏まえた上で引き続き自殺対策を総合的に推進していくため「第2次入間市自殺対策計画」(以下(第2次計画))を策定するものです。

新型コロナウイルスの影響により、失業や孤立化等、自殺の要因となりうる社会課題が深刻化し、自殺者は増加傾向にあります。本計画はこのような近年の社会状況の変化や、第1次計画における取組の成果や課題を踏まえた上で、引き続き自殺対策を総合的に推進していくために策定するものです。「休養、こころの健康」「健康を支える環境づくり」との連動性を図りながら、市民の生命・健康にかかわる保健対策を一体的かつ効果的に推進していきます。

2 基本的な考え方

(基本理念)

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、さまざまな社会的要因があることが知られており、その多くが防ぐことのできる社会的な問題です。

市では、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

※本計画は、令和4年10月14日に閣議決定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」に掲げる事項を基本的な考え方としています。

基本理念を実現するための“めざす姿”を次のように定めます。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

3 基本方針

基本理念の実現を目指すため、大綱により示された6つの基本方針に沿った、総合的な自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、市民一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開します。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、さまざまな要因が複雑に関係しているため、さまざまな分野の施策、人々や組織と密接に連携し、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みを実施します。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の、それぞれの対応の段階において施策を講じます。

加えて、「自殺の事前対応のさらに前段階」での取り組みとして、孤立を防ぐための居場所づくりや、学校における児童生徒を対象とした「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識になるように積極的に普及啓発を行います。

市民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の取り組みを推進します。

(5) 行政、関係団体、民間団体、企業および市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自殺対策が最大限その効果を發揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市をはじめ、関係機関、団体、企業、市民等が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、このことを改めて認識して自殺対策に取り組んでいきます。

4 施策の体系

国は、「地域自殺対策政策パッケージ」において、必要最小限の保障として全国的に実施されることが望ましい自殺対策事業を基本施策とし、下記の5つをあげました。

市もこれに沿い、下記の5つを基本施策として推進していきます。

【基本施策】

- 1 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進
- 2 生きることの促進要因への支援
- 3 自殺対策を支える人材育成の強化
- 4 地域におけるネットワークの強化
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

また、令和4年10月14日に閣議決定された大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となり得る施策については重点施策とし、推進することとされました。市の自殺の現状を分析した結果から、下記の4つを重点施策として推進していきます。

【重点施策】

- 1 高齢者への対策
- 2 生活困窮者への対策
- 3 勤務・経営対策
- 4 こども・若者・女性への対策【新規】

5 自殺対策計画 目標達成状況と評価

«評価基準»

評価	達成状況
A	目標値に達した
B	目標値に達していないが、前回値より改善傾向にある
C	前回値と変わらなかった(±1ポイント以内)
D	前回値より悪化している

(1)全体目標に対する評価

指標	前回値 (平成29年度)	目標値 (第3次計画)	現状値 (令和4年度)	評価
自殺率	9.4%	11.6%	22.5%	D

(2)成果目標に対する評価

指標	前回値 (平成29年度)	目標値 (第3次計画)	現状値 (令和4年度)	評価
睡眠によって休養が十分にとれていない人の割合の減少	16.2%	13.0%	16.5%	C
睡眠を助けるために飲酒をする人の割合の減少	26.1%	18.5%	15.9%※	A
ストレス解消法がない人の割合の減少	5.2%	5%	3.2%	A
楽しみや生きがいを持っている人の割合	74%	80%	66.4%	D
地域でお互いに助け合っていると思う市民の割合	37.8%	65.0%	39.6%	B

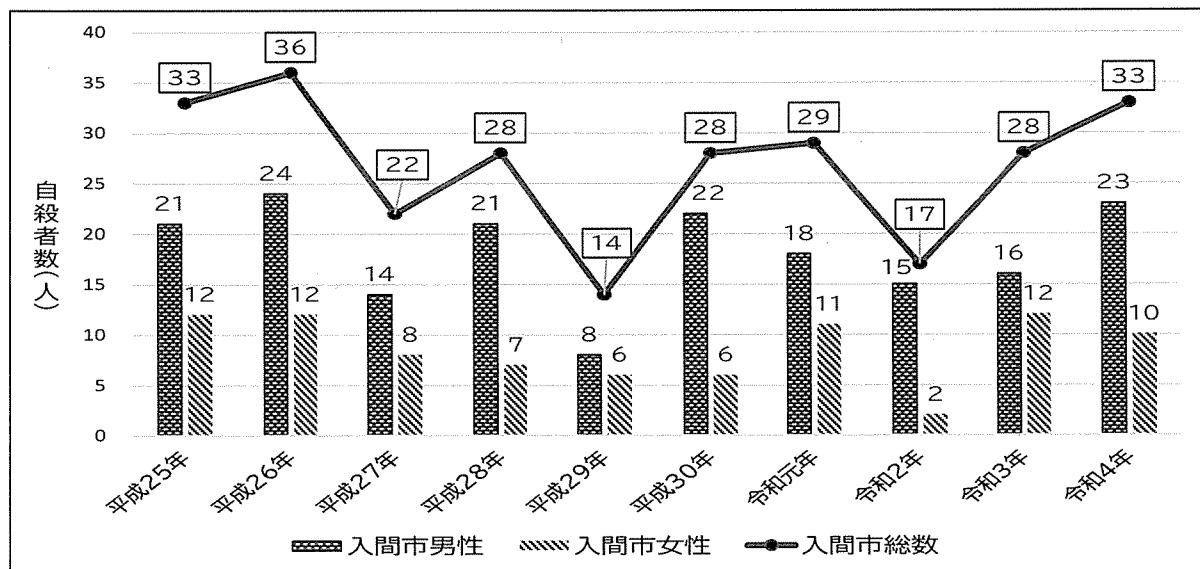
6 現状と課題

入間市の自殺の現状

◆ 自殺者の推移

年間30人前後で、増減があります。令和4年の自殺者数は33人となり、前年と比べ、増加しています。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していた令和2年と比べると、令和4年では2倍近く増加しています。(図1)

図1 自殺者数の推移:入間市 (平成25年~令和4年合計) 単位:人

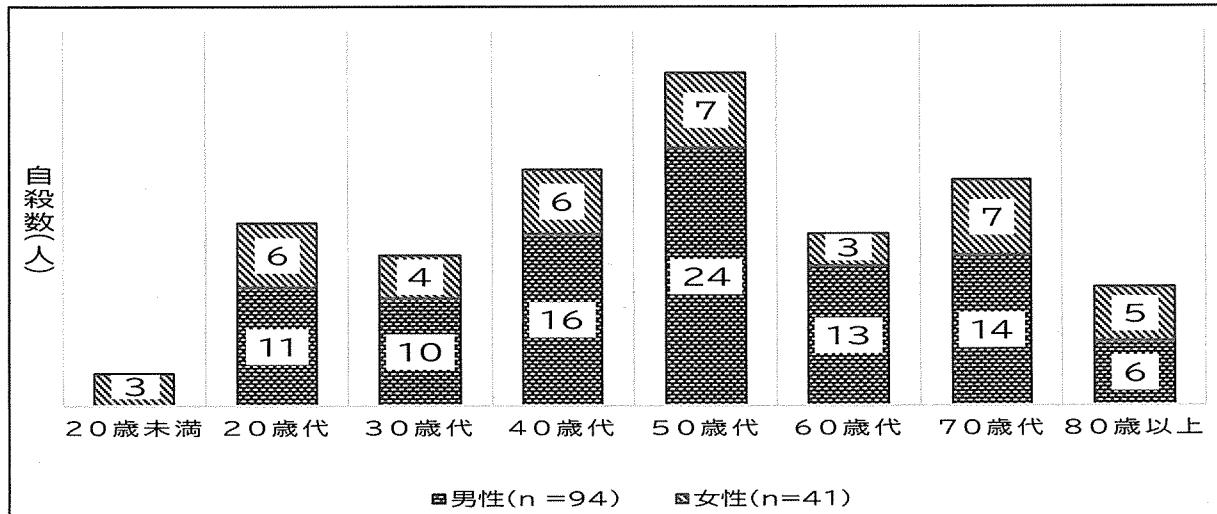


出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より入間市作成

◆ 性別・年代別自殺者数

男性の自殺者数は女性の2.3倍となっています。また、男性、女性ともに50歳代が最も多くなっています。(図2)

図2 性別・年代別自殺者数:入間市 (平成30年~令和4年合計) 単位:人

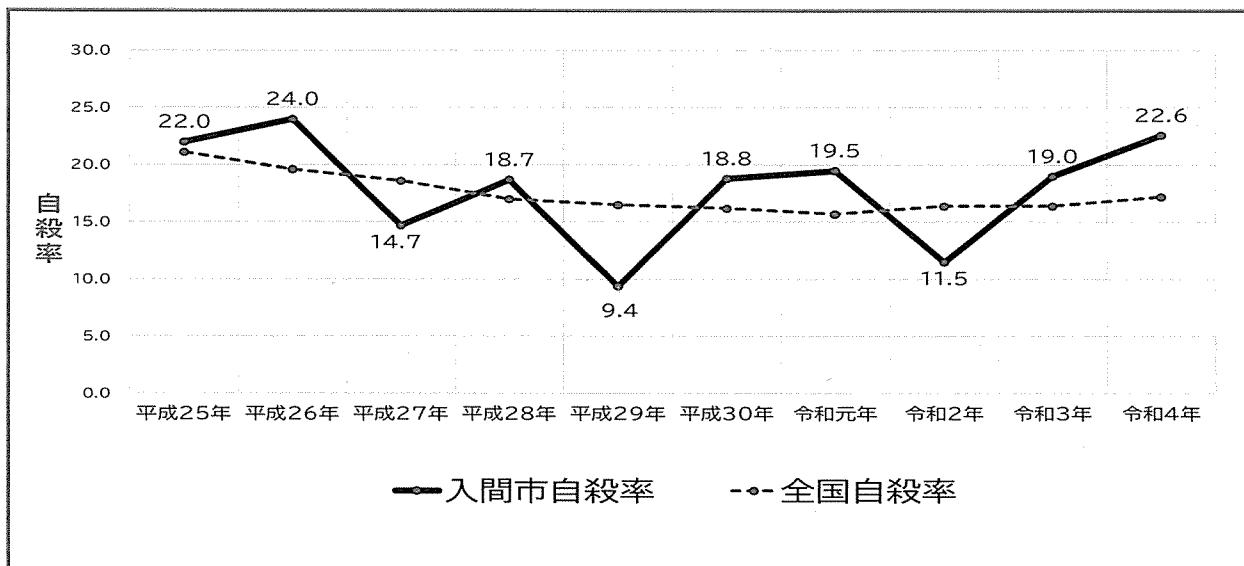


出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より入間市作成

◆ 自殺率の推移:全国との比較

人口 10 万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率(以下「自殺率」という。)は、全国と同じような水準で推移しています。平成30年から令和4年までの5年間の平均自殺率は、18.2%となり、令和5年までの目標値の11.6%を上回っています。(図3)

図3 自殺率の推移:全国との比較 (平成25年～令和4年)



出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺対策実態プロファイル(2022)」

◆ ライフステージ別死因

入間市の5年間のライフステージ別死因では、少年期(同率第1位)と青年期、壮年期において自殺が第1位となっています。※少年期(5～14歳)、青年期(15～24歳)、壮年期(25～44歳)

◆ 職業別自殺者数と割合

職業別にみると、「学生・生徒」と「年金・雇用保険等生活者」の割合が全国に比べて高い傾向にあります。

◆ 自殺者の特徴

入間市の自殺者の5年間の合計について、性別・年代・職業・同居人の有無(同居、独居)による自殺者の割合と自殺率を全国と比べると、自殺者の割合が最も多い区分は「男性・60歳以上・無職者・同居」、次いで「女性・60歳以上・無職者・同居」、「男性・40～59歳・有職者・同居」と続きます。全国と比べると、自殺者の割合では「男性・20代・無職者・同居」が高くなっています。また、自殺率では、男性は、「20～39歳・無職者・独居」が全国と比べ高くなっています。

自殺総合対策推進センターによる地域自殺対策実態プロファイルでは、入間市の自殺の特徴について、性別・年代等の特性と、背景にある主な自殺の危機経路を明らかにしています。なお、順位は自殺者数の多い順となります。(表1)

表1 入間市の主な自殺の特徴と危機経路(平成29年～令和3年の合計)

上位3区分	自殺者数	割合	自殺率 (人口 10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上無職同居	12人	10.3%	20.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:女性 60歳以上無職同居	11人	9.5%	11.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 40～59歳有職同居	10人	8.6%	66.5	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
4位:男性 20～39歳無職同居	8人	6.9%	67.1	①【30代その他無職】ひきこもり+家族の不和→孤立→自殺／②【20代学生】就職の失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位:女性 40～59歳無職同居	8人	6.9%	17.1	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

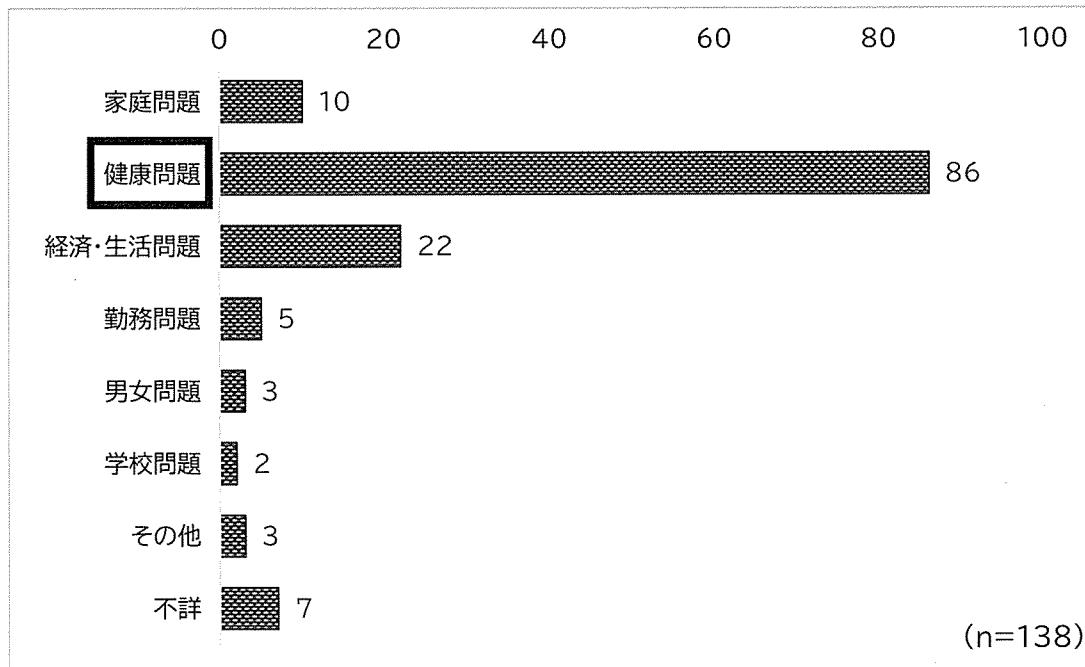
出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺対策実態プロファイル(2022)」

◆ 原因・動機別自殺の現状

自殺の原因は、うつ病等の精神疾患をはじめとする「健康問題」が最も多く、次に「経済・生活問題」が多くなっています。(図4)

しかしながら、自殺の原因は単純ではなく、多くの場合、さまざまな要因が重なって、自殺に至ると言われており、より慎重な考察が必要となります。

図4 原因・動機別自殺者数：入間市（平成30年～令和4年合計）単位:人



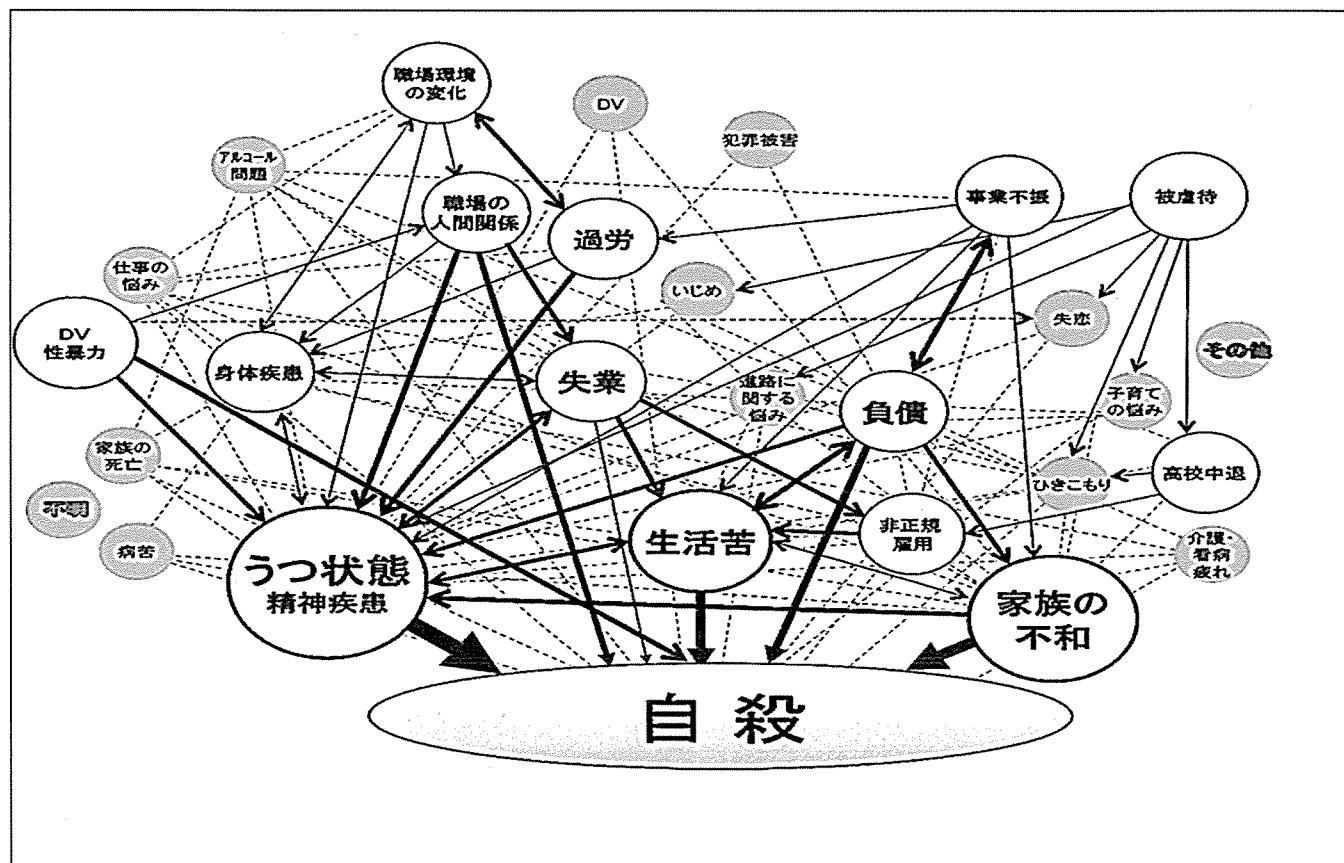
出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より入間市作成

下記の図 5 は、NPO 法人自殺対策支援センター「ライフリンク」が行った自殺の実態調査から見えてきた「自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)」です。

円の大きさは要因の発生頻度を表しています。円が大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いということを示しています。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど、因果関係が強いということを示しています。

自殺の直接的な要因としては「うつ状態(精神疾患)」の円が最も大きくなっていますが、うつ状態になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。自殺で亡くなった人は「平均4つの要因」を抱えていたことが分かっています。

図 5 自殺の危機経路

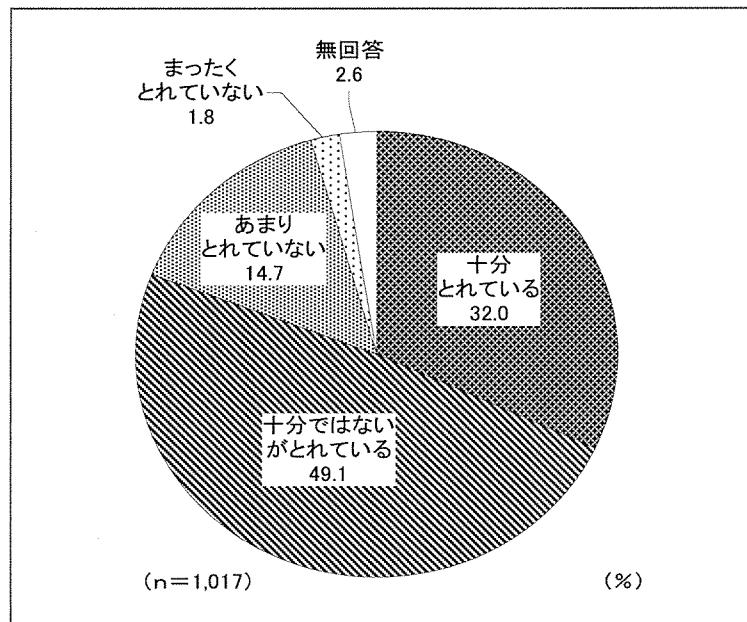


出典 NPO 法人ライフリンク「自殺の危機経路」

◆ 睡眠に関する現状

「睡眠によって休養が十分にとれていない人」の割合は、前回値と比べほとんど変化はありませんでした。引き続き、睡眠や休養の大切さに関する普及啓発が必要です。(図6)

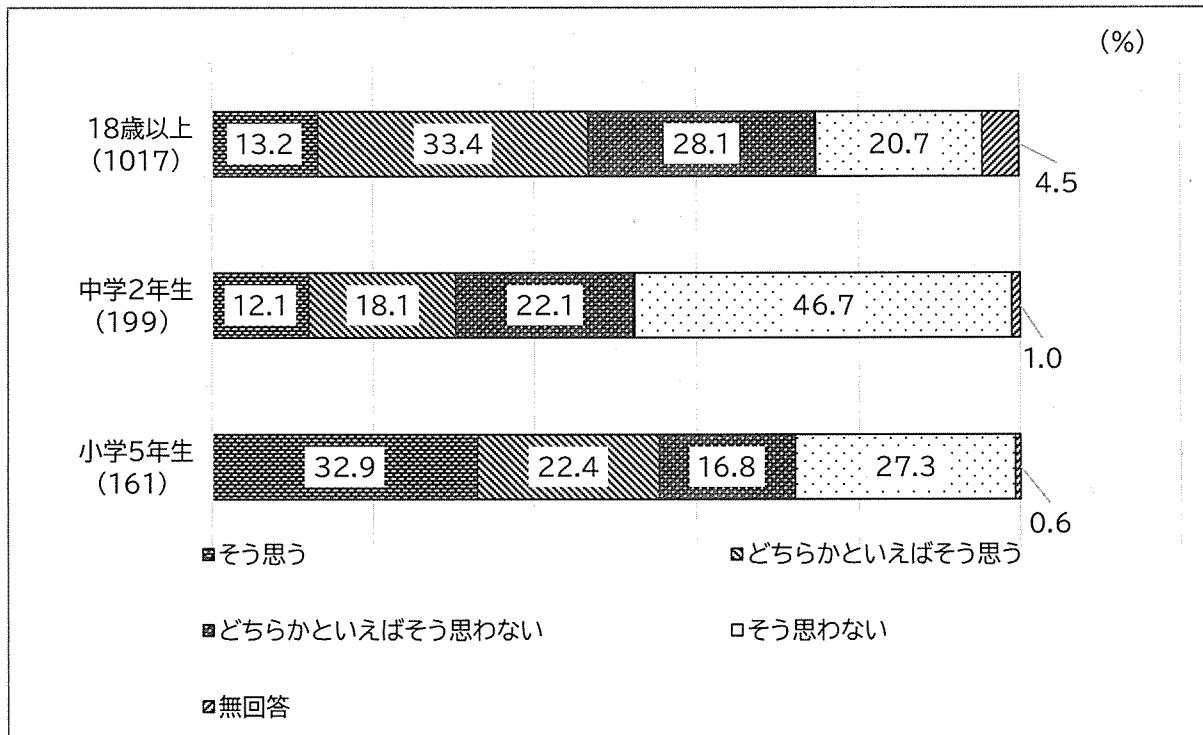
図6 睡眠による休養の実態



◆ 相談に関する現状

悩みやストレスについて、誰かに相談したいと「そう思う人」「どちらかといえばそう思う人」の割合が18歳以上では、46.6%、中学2年生では、30.2%と半数以下となっています。自殺予防のためにも、誰かに相談したいと思う人を増やし、孤立や不安を防ぐことが大切です。(図7)

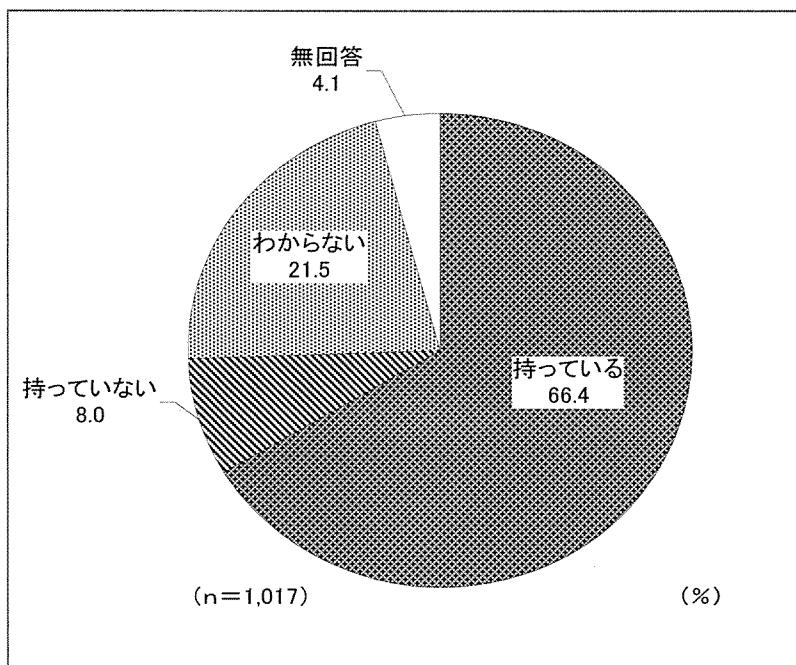
図7 悩みやストレスについての相談希望の割合



◆ 生きがいに関する現状

「楽しみや生きがいを持っている人」の割合は66.4%となり、前回値より7.6ポイント悪化しています。
(図8)

図8 楽しみや生きがいの有無

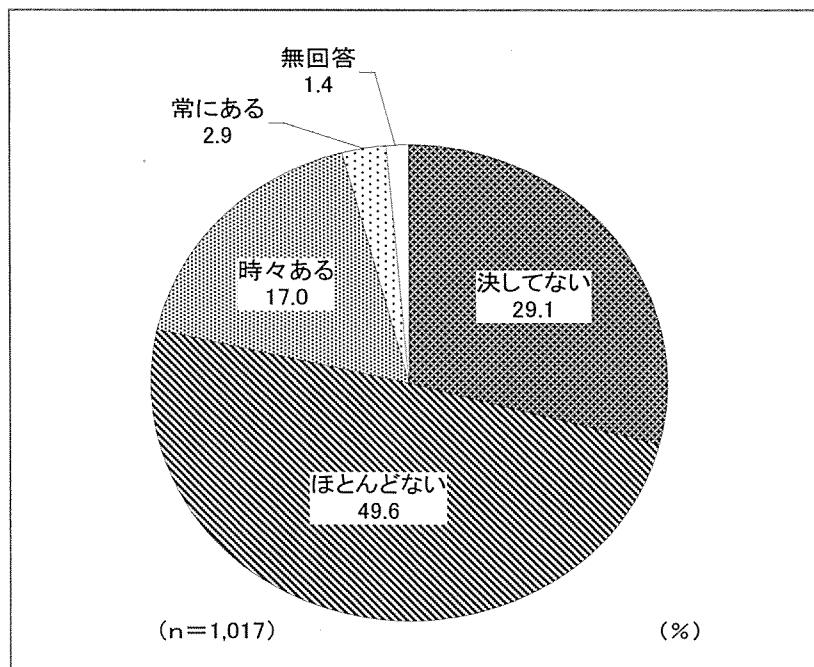


◆ 地域のつながりや孤立に関する現状

「地域の人々はお互いに助け合っているか」についての質問には「そう思う」と回答した人は、39.6%と前回値より1.8ポイント増えました。「自分は他の人たちから孤立している」についての質問には、「ある」と回答した方の割合が19.9%でした。(図9)

社会的に孤立すると自殺の危険性が高まると言われています。お互いに助け合っていけると思うような地域づくりをしていくことが必要です。

図9 孤立していると感じている人の割合



<自殺対策における現状と課題>

【現 状】

自殺率は、平成30年から令和4年までの5年間の平均で、18.2%となり増加しています。30%減少させる目標値11.6%を上回っています。新型コロナウイルス感染症拡大下の令和2年と比べると令和4年は2倍近く増えています。自殺者数は50代が一番多くなっています。

自殺者の割合が最も多い区分は「男性・60歳以上・無職者・同居」、次いで「女性・60歳以上・無職者・同居」、「男性・40～59歳・有職者・同居」と続きます。

その次に「男性20～39歳・無職同居」となりその背景にはひきこもり、家族の不和があります。

「学生・生徒」と「年金・雇用保険等生活者」の割合が全国に比べて高い傾向にあります。

大学生の自殺者の全国割合が42.1%に対して、入間市は75.0%と高い数値となっています。

ライフステージ別死因では、少年期(5～14歳)と青年期(15～24歳)、壮年期(25～44歳)において自殺が第1位となっています。

全国と比べると、自殺率では、男性、女性ともに「20～39歳・無職者・独居」が高くなっています。

女性40～50歳の自殺の特徴は、無職同居の方で、近隣関係の悩みや家族間の不和が背景にあり、うつ病になり、自殺につながります。

【課 題】

新型コロナウイルス感染症の影響により自殺の要因となりうる様々な問題が悪化し、自殺者は増加していることから、生きることの包括的支援の一層の推進が必要です。生活困窮等の関係機関とさらなる連携強化が必要です。

高齢者、生活困窮者、中高年男性に対して重点的に取組を推進していく必要があります。

自殺者に年金・雇用保険等生活者の割合が多いことから、生活困窮者の相談窓口の周知や、就労支援の取組が重要です。

若年層の自殺者数は、中高年層や高齢者層と比べ少ないものの、自殺率は全国と比べ高くなっています。

また、死因の順位では自殺が1位となっており、若年からの自殺対策を講じていく必要があります。

若年者がひきこもり等、社会的に孤立しないよう、学齢期から関係機関が連携し、支援体制の構築が必要です。

子育て、更年期などストレス環境が多い時期です。様々なストレスからうつ病(産後うつ)等の精神疾患を発症する可能性もある年代です。こころの健康を保持できるようセルフケアの必要性を伝え、女性のこころとからだを守る支援も必要です。

【現 状】

【課 題】

睡眠による休養を十分にとれていない市民の割合は、16.5%となっていきます。

睡眠には、疲労を回復し、ストレスを解消する働きがあります。健康な生活を送るためにには、質の良い睡眠が重要です。

「悩みやストレスについて、誰かに相談したいと思う人」の割合が18歳以上では、46.6%、中学2年生では、30.2%と半数以下となっています。

こころの健康の保持や自殺予防のためにも、誰かに相談したいと思う人を増やし、孤立や不安を防ぐことが大切です。

「楽しみや生きがいを持っている人」の割合は 66.4%となり、前回値より 7.6 ポイント悪化しています。

楽しみや生きがいを持つことがこころの健康を保つことにつながります。生きがいを持てるような社会参加の場や余暇活動の場づくりが必要です。

地域の人々はお互いに助け合っているかについての設問には、「強くそう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答が、39.6%となっています。

ひきこもり等、社会的に孤立すると自殺の危険性が高まると言われています。お互いに助け合っていると思えるような地域づくりをしていくことが、必要です。

自分は他の人たちから孤立していると感じることが「ある」方の割合は 19.9% でした。

7 目標と取組

(1) 全体目標

- ◆ 『令和10年(2028年)までに自殺率を30%以上減少(18.2→12.7以下にする)
させることを目指します。』

【目標の算出根拠】

大綱における国の数値目標は、「令和8年(2026年)までに平成27年の自殺率18.5と比べて30%以上減少させる(13.0以下にする)」ことを目標としており、市も国と同様に、平成30年～令和4年平均自殺率18.2を令和10年(2028年)までに30%以上減少させることを目指します。

なお、市の自殺率は、年ごとの変動が大きいため、5年間の平均値で評価することとします。

これらを踏まえ、本計画の最終年である令和10年(2028年)までの自殺率(令和5年～9年の平均値)の目標値を12.7以下とします。

(2) 成果目標

自殺の発生状況は経済情勢や雇用環境などの影響も大きく受けることから、本計画では自殺率のみではなく、「第4次健康いるま21計画」における部門別取り組み「休養・こころの健康」「健康を支える環境づくり」と連動した「成果目標」を掲げます。

自殺の危険性を高める要因として、うつ病等の精神疾患があげられるため、こころの健康保持に関する成果指標を設定します。(指標1～5)

また、ひきこもり等、社会的に孤立していると自殺の危険性が高まるところから、地域のコミュニティによる支援の状況に関する成果指標をあわせて設定します。(指標4～5)

関連する指標

項目	現状値 (R4)	目標値 (R10)	現状値 (国:R1)
1 睡眠によって休養が十分にとれていない人の割合	16.5%	13.0%	—
2 悩みやストレスについて誰かに相談したいと思う人の割合	18歳以上	46.6%	56.6%
	中学2年生	30.2%	40.2%
3 楽しみや生きがいをもっている人の割合	66.4%	80.0%	—
4 地域でお互いに助け合っていると思う市民の割合	39.6%	65.0%以上	
5 自分は他の人たちから孤立していると感じることが「ある」方の割合	19.9%	18.9%以下	

(3) 目標に向けての今後の取組

- ※ ◎は、P○～の再掲です。
- ※ 市民の取組の末尾に記載の略号は、各ライフステージを示しています。
特に重点を置きたいライフステージを示したもので、限定するものではありません。

略号	ライフステージ	概ねの該当年齢
全世代	全てのライフステージ	全ての年齢
乳	乳幼児期	0～5歳頃
学	学齢期	6～17歳頃
成	成人期	18歳～39歳頃
壮	壮年期	40歳～64歳頃
高	高齢期	65歳以上



市民の取組

- ◎ 早寝、早起き、規則正しい生活リズムを作ります。(乳・学)
- ◎ 働き盛りの方が、睡眠による休養がとれるように意識します。(成・壮)
- ◎ 一人で悩まず相談します。(学・成・壮・高)
- ◎ 周りの人の変化に気づき、声をかけます。(学・成・壮・高)
- ◎ 自分らしくいきいきと楽しみや生きがいを持ちます。(壮・高)

取組の写真等を入れます

(4) 自殺対策推進のための具体的な取り組み（市の取組）

【基本施策1】市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った場合には誰かに支援を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発を行います。

また、自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聞く、また、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという市民一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう、広報活動等に取り組んでいきます。

1 生きる支援についての知識の普及・啓発

取り組み	内 容	担当課
人権問題啓発パンフレットの作製	各種人権の課題を掲載します。人権問題の啓発パンフレット「こころのふれあい」パートⅠ・パートⅡを作成し、関係課等の窓口、人権関係事業で配布します。	人権推進課
DVリーフレットの配布	DVの内容や相談機関について掲載したリーフレット(冊子・カード)を、公共施設に配置します。また、男女共同参画に関する啓発イベントや講座の参加者に配布します。	人権推進課
障害福祉に関する情報提供	精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証交付時に相談機関等の情報提供を行います。	障害者支援課
メンタルヘルスに関する情報提供	メンタルヘルスや自殺予防に関する冊子やリーフレット、市民向けの講演会のチラシ等を配布し、情報提供を行います。	障害者支援課 地域保健課
青少年悩みごと相談窓口案内パンフレット作成及び配付	悩みを抱える青少年やその保護者、子育てに悩みを抱える保護者に対する様々な相談窓口を案内にまとめ、小中学校を通じて、市内各施設の窓口で配布します。	青少年課
入間市教育相談「悩みゼロ」の周知	児童生徒・保護者を対象に、学校生活に関する相談窓口を市報やホームページに掲載します。	学校教育課

2 市民向け講演会・イベント等の開催

取り組み	内 容	担当課
入間市障害者週間記念事業	「障害者週間」(12月3日から9日まで)に合わせて市役所市民ギャラリーにて市内障害者団体・障害者施設の活動紹介パネル展示およびPR活動を行います。また、市報、横断幕、バスによるPRも実施します。	障害者支援課
救急講習会等の開催	市民を対象に実施する各種救命講習会において、自殺予防等のリーフレットを配布することで、自殺防止に努めます。	入間消防署 消防管理課
健康アップ教室	健診を受診した方に対して、健診結果から分かる健康状態や生活習慣病予防、睡眠や休養の大切さ、うつ予防について啓発します。	地域保健課

各種健康教室・運動講座・出張講座(教室)	市が主催する教室や講座の他、公民館・小中学校のPTA等への出張講座を開催し、健康や運動に関する情報提供や普及啓発、地域での健康づくりや、グループ組織のきっかけ作り等を行います。	地域保健課
精神疾患に関する講座・講演会	精神保健福祉講演会や発達障害講演会、統合失調症講座などを開催し、精神疾患や精神障害についての周知を図ります。	地域保健課
自殺予防週間等における啓発	自殺予防週間(9月10日から16日まで)に街頭キャンペーンとして、入間市駅、武蔵藤沢駅にて相談窓口のチラシを配布します。また、市役所市民ギャラリーにてパネル展示を行います。	地域保健課

3 メディアを活用した啓発

取り組み	内 容	担当課
「女性に対する暴力をなくす運動」を啓発	入間市男女共同参画推進センターだよりの11月号や市公式ホームページ等に、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日から25日まで)について掲載し、女性の人権の尊重のための意識啓発を行います。	人権推進課
各種イベント啓発活動	市公式ホームページ、FMチャッピー、入間ケーブルテレビを通じ、多くの市民に対し、各種イベントや相談窓口等の周知を図ります。	地域保健課

【基本施策2】生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。そのため、さまざまな分野において「生きることの促進要因への支援」を推進していきます。

1 相談窓口

取り組み	内 容	担当課
女性の悩みごと相談	家族や子育てのことなど、悩みを抱える女性に対してストレス緩和や問題解決の支援を図るために、面接相談と電話相談を行います。	人権推進課
女性のための法律相談	生活の中でトラブルを抱える女性に対して問題解決の支援を図るために、法律相談を実施します。	人権推進課
DV 被害者からの相談及び支援	DV による相談や支援を希望する被害者に対して、状況の聞き取りを行い、今後の生活再建等について関係機関と連携して支援を行います。	人権推進課
性的マイノリティのための悩みごと相談	当事者やその家族、友人等からの性的マイノリティに関する悩みごとについて問題解決の支援を図るために、相談を実施します。	人権推進課
市民相談事業	弁護士による法律相談をはじめとする各種相談を実施します。また、消費生活センターにて、多重債務に関する相談を実施します。	人権推進課
民生委員・児童委員による地域での見守り、相談、援助活動	地域住民の身近な相談相手となり、個々の生活課題の解決のため、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぎます。	福祉総務課
福祉サービスに関する相談	福祉サービスに関する相談を通して、障害者(児)の生活を支援します。	障害者支援課
相談支援事業の体制整備	入間市障害者基幹相談支援センターを中心とした、相談支援の質の向上及び相談支援事業の体制の充実を図ります。	障害者支援課
入間市教育相談「悩みゼロ」	教育センターにて、児童生徒・保護者からの学校生活に関する相談を受けます。	学校教育課
さわやか相談室の設置	全中学校内にさわやか相談員を配置し、いじめ問題や学校生活の悩みなどの相談を受けます。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、さまざまな課題解決に対応するため、関係機関との連携を図ります。	学校教育課
随時健康相談	身体とこころの健康について、保健師・精神保健福祉士・栄養士等が相談を受けます。電話・来所による相談の他、必要に応じて訪問による相談も行います。	地域保健課
精神科医によるこころの相談・もの忘れ相談	精神的な症状やもの忘れなどで、精神科への受診を迷っている方やその家族の相談に精神科医が応じます。	地域保健課
心の健康相談	市職員を対象に、産業カウンセラーによる心の健康相談を実施します。職員の心を支え、明るく健康に職務に励むことができるよう支援します。	人事課

ストレスチェック	市職員自身のストレスへの気付きや職場環境の改善のため実施します。職員が継続的に市民対応ができるように、メンタル不調を未然に防ぎます。	人事課
----------	--	-----

2 居場所づくり

取り組み	内 容	担当課
老人憩いの家	高齢者の生きがいづくりや、健康増進、地域とのコミュニケーションを図ります。	高齢者支援課
子どもの居場所事業	青少年活動センターでは、こどもたちがいつでも安心してすごせる居場所として、施設の一部を開放しています。また、食事や遊び、さまざまな体験ができる「むささび食堂」を開催します。	青少年課
認知症力フェ	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。	高齢者支援課
子ども未来室事業	すべての子どもたちの自立を支援します。校種間のなめらかな接続により、不登校の減少を目指すとともに、子どもたちが安心して生活できるように、学校での居場所づくりに努めます。	学校教育課
健康づくりネットワーク事業	健康づくりボランティア団体が各地区において様々な健康づくりに関する事業を実施します。健康づくりボランティア養成講座の開催や各地区の定例会への参加を通して各団体の活動を支援します。	地域保健課
ソーシャルクラブ いるまぴあ	精神疾患のある方やひきこもり状態にある方を対象に、地域で安心して集える場所を提供し、グループ活動を通して社会的自立の促進を図ります。	地域保健課
家族ぴあ	精神疾患のある方の家族同士が情報交換をし、交流を深め、日頃の悩みなどを語り合う場所を提供し、活動を支援します。	地域保健課

3 子育て支援の充実

取り組み	内 容	担当課
子育て支援センター(地域子育て支援拠点施設)	おおむね3歳未満の児童とその保護者を対象に、親の就労の有無に関わらず、身近な場所に集い、相互交流や子育ての相談などができる子育て支援拠点です。 子育ての不安感・負担感の軽減を図り子育て環境の整備を図ります。	こども支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の家族を対象に預かりや保育施設等への送迎などの育児支援を行います。	こども支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が疾病、疲労、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭で児童を養育することができない場合の緊急措置として、一時的に子どもを養護施設で預かります。	こども支援課

子育て世代包括支援センター	保健師等の専門職が妊娠・出産や子育てに関する様々な相談に応じ、子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てできるよう切れ目のない支援や情報提供を行います。	こども支援課 地域保健課
ひとり親家庭等児童学習支援事業	ひとり親家庭の子ども(中学生・高校生)を対象に、学習意欲と学習能力を高めるため、学習支援を実施し、ひとり親家庭の教育に係る経費の削減と貧困の連鎖を防ぎます。	こども支援課
児童手当	児童(中学校まで)を養育している方に生活の安定のため、また、次世代を担う児童の健やかな成長のため、児童手当を支給します。	こども支援課
児童扶養手当	児童の福祉増進を図ることを目的として、母(父)子家庭や父親又は母親に一定基準以上の重度の障害がある家庭等の生活の安定のため、児童扶養手当を支給します。	こども支援課
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害がある20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給します。	こども支援課
家庭児童相談事業	家庭児童相談員が、子育てや家庭内の様々な問題(育児や家庭関係、生活環境、保育・学校生活等の悩み)について相談に応じ、助言を行います。	こども支援課
養育支援訪問事業	養育に対して特に支援が必要と考えられる家庭を対象に要保護児童対策地域協議会で協議した上で、助産師・保育士・ホームヘルパー等が訪問し、支援します。	こども支援課
ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーと思われる子どものいる家庭について、相談やヘルパー派遣事業、関係機関や地域のネットワークへつなぎを行い、個々の実情に応じた適切な支援や見守りを実施します。また、ヤングケアラーについての普及啓発を行います。	こども支援課
子ども未来室事業(再掲)	入間市に育つすべての子どもたちの豊かな育ちと学びを実現し、一人一人の自立を総合的に支援します。 子どもたちが自立へ向かって、校種間のなめらかな接続を目指し、保幼小連携、小中一貫教育、中高連携をはじめとして、茶おぢやお教室やひばり教室による支援など、幅広く取り組みます。	学校教育課
妊婦に関する保健事業(妊婦健診・相談、妊産婦訪問、両親学級など)	妊婦に対し各種事業を行い、マタニティブルー、産後うつ、育児不安などに関する知識の普及に努めます。また、妊婦の支援体制を整えることで、妊娠・出産や育児の不安の解消に努め、子育て支援を行います。	地域保健課
乳幼児期の母子保健事業(乳幼児相談、子ども相談室、発育発達相談など)	乳幼児期の各種事業において子育て支援を実施し、専門的立場から相談、助言を行うことで、妊娠・出産、育児の不安の解消に努めます。	地域保健課
家庭訪問事業(妊産婦訪問、新生児訪問、乳幼児訪問など)	母子への訪問事業により、地域や家庭の状況にあった支援を行い、妊娠・出産、育児の不安の解消に努めます。 新生児訪問では、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を実施し、産後うつの早期発見に努めます。	地域保健課
乳幼児健診事業(3~4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診)	乳幼児健診事業の実施により、疾病等の早期発見を行い、早期治療・早期療育につなげます。 きめ細やかな問診を行い、産後うつ、虐待等の早期発見に努め、育児相談や心理相談により、育児不安の解消や子育て支援を行います。	地域保健課

4 高齢者支援の充実

取り組み	内 容	担当課
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	在宅でひとり暮らしの65歳以上の方に緊急通報システム装置を貸与し、日常生活上の不安を軽減するとともに自宅での不慮の事故に対処します。	高齢者支援課
養護老人ホーム等入所措置事業	65歳以上で虐待や経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者を対象に養護老人ホーム等への入所を措置します。	高齢者支援課
認知症高齢者等支援事業	ひとり歩きをする認知症高齢者等の早期保護及び安全確保を図り、高齢者等を介護する者の精神的負担を軽減し、安心して介護ができる環境を整備するため、早期発見のための位置情報サービスの提供と身元確認のための爪Qシール等の交付を行います。	高齢者支援課
総合相談(地域包括支援センター)	地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎます。また、必要に応じて地域包括ケアの継続支援の入り口として総合相談に応じます。	高齢者支援課
配食・見守り	高齢者が、安心して生活できるように食事提供や見守りをする配食業者を紹介します。	高齢者支援課
介護者家族会	認知症の人の介護をしている家族などが悩みを共有したり情報交換をし、精神的な負担を軽減します。また専門職がアドバイスすることで、介護をしている家族の支援を行います。	高齢者支援課
見守りボランティア事業	高齢者が地域で安心して日常生活を営むことができるよう見守りボランティアがゴミ出し等の生活支援を行います。	高齢者支援課
認知症初期集中支援チーム	チーム員が自宅を訪問し、本人や家族の生活や、認知症についての困りごとや心配ごとを詳しく伺い、病院受診や介護サービスなど必要な支援につなげます。	高齢者支援課
一般介護予防事業	介護予防、閉じこもり予防を目的に、運動や脳トレなどさまざまな教室を開催します。	高齢者支援課

【基本施策3】自殺対策を支える人材育成の強化

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える自殺リスクの高い人に早期に気づき、対応することができるような人材を育成します。

1 さまざまな職種を対象とする人材育成

取り組み	内 容	担当課
居宅介護支援事業所への情報提供	市内居宅介護支援事業所へ研修等の情報提供をします。	介護保険課
精神保健カンファレンス	精神保健福祉士等の専門職の助言を受けることにより、市職員および地域の相談支援員等の相談技術の向上を図ります。	地域保健課
精神保健福祉医療地域連携会議	精神保健福祉の向上のために、保健、福祉、医療の各関係機関で情報共有を行い、連携強化を図ります。	地域保健課

2 市民を対象とした人材育成

取り組み	内 容	担当課
いるま市声かけ運動	ひとり歩きをする認知症高齢者が安心して暮らせるまちづくりと市民の理解を深めるため「いるま市声かけ運動」を市民協働事業として実施します。	高齢者支援課
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	高齢者支援課

3 学校教育の場における人材育成

取り組み	内 容	担当課
道徳授業研究会	道徳教育の充実に向け、授業力の向上を目指して授業研究会を行い、深く考え、議論する道徳を目指して、授業の工夫改善を行います。その中のひとつとして、「命の大切さ」について指導力の向上を図ります。	学校教育課
生徒指導主任会・情報モラル研修会	学校現場における生徒指導に関する情報交換を行うとともに、いじめ問題等の生徒指導対応について理解を深め、指導力の向上を図ります。	学校教育課
生徒指導・教育相談の充実	各学校において、児童生徒の指導方針の確認を行うとともに、児童生徒が安心して生活できるように努めます。また、生徒指導に関する事例研修を行うことで、教師の指導力の向上を図ります。	学校教育課
認知症サポーター養成講座(再掲)	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症サポーター養成講座を各学校やPTA、教職員向けに開催します。中学生にはよりわかりやすく伝えるため、認知症地域支援推進員が中心となり、中学生向け認知症サポーター養成講座の教材を作成します。	高齢者支援課

【基本施策4】 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を發揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、さまざまな組織や団体が緊密に連携し、多くの施策を推進する必要があります。

取り組み	内 容	担当課
DV 対策庁内連絡会議	DV の防止及びその被害者の支援に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、DV 被害者への的確な支援を行うことを目的とします。	人権推進課
人権施策庁内連絡会議	人権関連事業の取り組み状況の報告や意見交換、人権施策の協議等を行い、人権教育及び啓発を推進します。	人権推進課
入間市いじめ問題対策連絡協議会	若年層の自殺の現状や取り組みの説明、相談窓口案内等の配布による情報提供を行います。	学校教育課
精神保健福祉担当者連絡会議	適切な精神保健福祉サービスを提供できるよう関係機関で情報共有を行います。	地域保健課
精神保健福祉医療地域連携会議	精神保健福祉の向上のために、保健、福祉、医療の各関係機関で情報共有を行い、連携強化を図ります。	地域保健課
自殺対策庁内連絡会議	自殺対策について総合的に検討を行い、自殺対策事業につなぎます。	地域保健課
自殺対策ワーキングチーム会議	自殺対策関係課で定期的に自殺の実態把握や事例検討等を行い、担当者間の連携強化を図ります。	地域保健課
ひきこもりプラットフォーム	ひきこもりに関する相談を受けている関係機関を対象に、相談等の情報共有するため、精神保健福祉担当者連絡会議(ひきこもりプラットフォーム)にて、福祉、教育、保健分野の関係機関が包括的に連携し、ひきこもり支援体制構築を図ります。	地域保健課
精神保健カンファレンス	精神保健福祉士等の専門職の助言を受けることにより、市職員および地域の相談支援員等の相談技術の向上を図ります。	地域保健課

【基本施策5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育については、「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられること」と「身近にいる大人がそれを受け止め、適切な支援ができるようにすること」を目標として実施していきます。

取り組み	内 容	担当課
教育活動全般	日頃から児童生徒が教師に、相談しやすい関係を築けるように努めます。また、保健室や相談室などの活用についても勧めます。 児童生徒が出したSOSに気づき、どのように受け止め、支援していくかを学校全体で共通理解を図り支援します。	学校教育課
道徳	道徳の授業を中心に、自他の尊重や、困難な場面へ立ち向かう強い意思について考えるような授業を行います。	学校教育課
命の教育	各学校において、「命の大切さ」についての授業を行います。児童生徒が互いに尊重しあいながら生きていくことについて考え、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人(親・教職員・地域の相談窓口等)に助けの声をあげられることを目指します。	学校教育課
育児体験学習・命の大切さ	入間市母子愛育会の主催事業で、助産師による講話、妊婦へのインタビュー、胎児心音の聴取、沐浴体験、妊婦ジャケット体験を実施し、中学生に命の大切さを考える機会を提供します。	地域保健課
乳幼児触れ合い体験事業	中学校・高校の生徒を対象に、助産師等の指導のもと、乳幼児との触れ合い、遊び等の体験を通じ、子どもを生み育てるこの意義や家庭の大切さを理解できるような次世代の育成を推進します。	青少年課
ゲートキーパー養成講座	自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示す、サインに気づき、適切な対応を図る「ゲートキーパー」の役割を担う講座の養成を目的とする。	地域保健課
小学校・中学校との連携	小学校・中学校の生徒や保護者にこころの健康や睡眠に関する情報を提供していきます。	地域保健課

【重点施策1】 高齢者への対策

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムなどの施策と連動した事業の展開を図る必要があります。

1 包括的な支援のための連携の推進

取り組み	内 容	担当課
いるま市声かけ運動 (再掲)	認知症徘徊者が安心して暮らせるまちづくりと市民の理解を深めるため「徘徊声かけ訓練」を市民協働事業として実施します。	高齢者支援課
総合相談(地域包括支援センター) (再掲)	地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎます。また、必要に応じて地域包括ケアの継続支援の入り口として総合相談に応じます。	高齢者支援課
認知症サポーター養成講座 (再掲)	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	高齢者支援課

2 地域における要介護者の支援

取り組み	内 容	担当課
介護者家族会 (再掲)	認知症の人の介護をしている家族などが悩みを共有したり情報交換をし、精神的な負担を軽減します。また専門職がアドバイスすることで、介護をしている家族の支援を行います。	高齢者支援課

3 高齢者の健康不安に対する支援

取り組み	内 容	担当課
総合相談(地域包括支援センター) (再掲)	地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎます。また、必要に応じて地域包括ケアの継続支援の入り口として総合相談に応じます。	高齢者支援課
一般介護予防事業 (再掲)	介護予防、閉じこもり予防を目的に、運動や脳トレなど様々な教室を開催します。	高齢者支援課
認知症初期集中支援チーム (再掲)	チーム員が自宅を訪問し、本人や家族の生活や、認知症についての困りごとや心配ごとを詳しく伺い、病院受診や介護サービスなど必要な支援につなげます。	高齢者支援課

4 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

取り組み	内 容	担当課
老人憩いの家 (再掲)	高齢者の生きがいづくりや、健康増進、地域とのコミュニケーションを図ります。	高齢者支援課
認知症カフェ (再掲)	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。	高齢者支援課
見守りボランティア事業 (再掲)	高齢者が地域で安心して日常生活を営むことができるよう見守りボランティアがゴミ出し等の生活支援を行います。	高齢者支援課
一般介護予防事業 (再掲)	介護予防、閉じこもり予防を目的に、運動や脳トレなど様々な教室を開催します。	高齢者支援課
住民主体の通いの場	住民の方が身近な地域で見守りも含めた通いの場を提供します。	高齢者支援課

5 高齢者支援の充実

取り組み	内 容	担当課
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 (再掲)	在宅でひとり暮らしの65歳以上の方に緊急通報システム装置を貸与し、日常生活上の不安を軽減するとともに自宅での不慮の事故に対処します。	高齢者支援課
養護老人ホーム等入所措置事業 (再掲)	65歳以上で虐待や経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者を対象に養護老人ホーム等への入所を措置します。	高齢者支援課
認知症高齢者等支援事業 (再掲)	ひとり歩きをする認知症高齢者等の早期保護及び安全確保を図り、高齢者等を介護する者の精神的負担を軽減し、安心して介護ができる環境を整備するため、早期発見のための位置情報サービスの提供と身元確認のための爪Qシール等の交付を行います。	高齢者支援課
配食・見守り (再掲)	高齢者が、安心して生活できるように食事提供や見守りをする配食業者を紹介します。	高齢者支援課

【重点施策2】生活困窮者への対策

生活困窮の背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、介護、多重債務、労働などの多様な問題を複合的に抱えることが多く、自殺リスクの高い傾向があります。そのため、関係部署が連携しながら、包括的な生きる支援を図る必要があります。

1 生活困窮者対策と自殺対策との連動を図る

取り組み	内 容	担当課
生活困窮者自立支援制度	生活に困窮している人に対し、生活保護の受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ります。	生活支援課

2 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

取り組み	内 容	担当課
生活保護	生活に困窮している人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長(各種自立支援)します。被保護者世帯の課題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	生活支援課

【重点施策3】 勤務・経営対策

勤務・経営対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、職域や各事業所での対策だけではなく、行政や地域の業界団体の役割が重要であり、地域での周知、啓発等が必要です。

職場におけるメンタルヘルス、ハラスマント防止対策、長時間労働の是正などの観点から労働者及び経営者に対し各種相談事業、研修等を行っていきます。

労働環境の整備

取り組み	内 容	担当課
ふるさとハローワーク活用の推進	市役所内に「入間市ふるさとハローワーク」を設置しています。端末で求職情報を閲覧でき、スタッフが求職者の就業相談に応じます。	商工観光課
労働相談	社会保険労務士による労働相談を実施します。不当解雇や、契約内容の相談に応じます。	商工観光課
就業相談	キャリアコンサルタントによる若年者就業相談を実施します。就職活動の悩みや過労などで休職中の方の復職について相談に応じます。	商工観光課
就職支援セミナー	就職活動に必要な基礎知識を学ぶ機会として、就職支援セミナーを年4回開催します。	商工観光課
自立支援セミナー及び相談会	ひきこもり・ニート等の子を持つ保護者のために、就労支援等についてのセミナーや個別相談を実施します。	商工観光課
企業人権問題講演会	市内事業所の人事・教育担当者等を対象にして、人権等の正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりを目的として、年に一度企業人権問題講演会を開催します。	商工観光課
ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と家庭の両立について推進するために、家事・育児等に関する講演会の開催や、情報紙を発行します。	人事課 商工観光課 人権推進課
年次有給休暇等の取得の促進及び啓発	各種休暇制度の充実を図り、休暇促進を目指します。	人事課 商工観光課
長時間労働抑制の推進・啓発	業務改善による働き方の見直し、超過勤務のさらなる縮減(ノー残業デーの完全実施事業所の増加)を目指します。	人事課 商工観光課
いるまイクボス応援プロジェクト	働く人が安心して子育てや介護ができる職場環境を整備し、誰もがいきいきと働き、充実した人生を送ることができる社会の実現に向けた意識の高揚を図るため、「いるまイクボス共同宣言」に賛同する企業・団体を募集すると共に、共同宣言した企業・団体に対しては、「イクボス」啓発事業等の情報提供その他の支援を行います。	こども支援課 人権推進課 人事課
メンタルヘルス研修	新規採用職員と中堅職員を対象にメンタルヘルス研修を実施します。メンタルヘルスの正しい知識と予防のポイントを学び、公務員として元気に働き、住民福祉の向上を図ります。	人事課
女性就労・キャリアアップ支援事業	働く意欲持つ女性が、自身のライフスタイルに応じて生き生きと働き、その能力を十分に発揮出来るよう支援するため各種セミナーや個別就労相談を実施します。	人権推進課

【重点施策4】 子ども、若者、女性への対策

子ども、若者、女性が、こころの健康を保持するためにも、一人で悩まず、相談できる体制が必要です。悩んだときに SOS を出し、早期に対応できるよう相談先の周知を図ります。

若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっています。不登校、ひきこもり状等、社会的孤立になると自殺リスクの高い傾向があります。

子ども、若者の社会的孤立を防ぐためにも、ひきこもりの支援体制の構築を図って行きます。関係機関が重層的に連携できるよう連携の強化を図ります。

1 自殺予防に資する教育や普及啓発の充実

取り組み	内 容	担当課
入間市教育相談 「悩みゼロ」の周知 (再掲)	児童生徒・保護者を対象に、学校生活に関する相談窓口を市報やホームページに掲載します。	学校教育課
教育活動全般 (再掲)	日頃から児童生徒が教師に、相談しやすい関係を築けるように努めます。また、保健室や相談室などの活用についても勧めます。児童生徒が出したSOSに気づき、どのように受け止め、支援していくかを学校全体で共通理解を図り支援します。	学校教育課
道徳 (再掲)	道徳の授業を中心に、自他の尊重や、困難な場面へ立ち向かう強い意思について考えるような授業を行います。	学校教育課
命の教育 (再掲)	各学校において、「命の大切さ」についての授業を行います。児童生徒が互いに尊重しあいながら生きていくことについて考え、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人(親・教職員・地域の相談窓口等)に助けの声をあげられることを目指します。	学校教育課
青少年悩みごと相談窓口案内 パンフレット作成 及び配付 (再掲)	悩みを抱える青少年やその保護者、子育てに悩みを抱える保護者に対する様々な相談窓口を案内にまとめ、小中学校を通じて、市内各施設の窓口で配布します。	青少年課
乳幼児触れ合い 体験事業 (再掲)	中学校・高校の生徒を対象に、助産師等の指導のもと、乳幼児との触れ合い、遊び等の体験を通じ、子どもを生み育てるこの意義や家庭の大切さを理解できるような次世代の育成を推進します。	青少年課
ヤングケアラー支援事業 (再掲)	ヤングケアラーと思われる子どものいる家庭について、相談やヘルパー派遣事業、関係機関や地域のネットワークへつなぎを行い、個々の実情に応じた適切な支援や見守りを実施します。また、ヤングケアラーについての普及啓発を行います。	こども支援課
障害福祉に関する 情報提供 (再掲)	精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証交付時に相談機関等の情報提供を行います。	障害者支援課
メンタルヘルスに関する情報提供 (再掲)	メンタルヘルスや自殺予防に関する冊子やリーフレット、市民向けの講演会のチラシ等を配布し、情報提供を行います。	障害者支援課 地域保健課
ゲートキーパー養成講座 (再掲)	自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示す、サインに気づき、適切な対応を図る「ゲートキーパー」の役割を担う講座の養成を目的とする。	地域保健課
小学校・中学校との連携 (再掲)	小学校・中学校の生徒や保護者にこころの健康や睡眠に関する情報を提供していきます。	地域保健課

育児体験学習・命の大切さ(再掲)	入間市母子愛育会の主催事業で、助産師による講話、妊婦へのインタビュー、胎児心音の聴取、沐浴体験、妊婦ジャケット体験を実施し、中学生に命の大切さを考える機会を提供します。	地域保健課
------------------	--	-------

2 面接、電話・SNS を活用した相談の周知

取り組み	内 容	担当課
女性の悩みごと相談(再掲)	家族や子育てのことなど、悩みを抱える女性に対してストレス緩和や問題解決の支援を図るために、面接相談と電話相談を行います。	人権推進課
女性のための法律相談(再掲)	生活の中でトラブルを抱える女性に対して問題解決の支援を図るために、法律相談を実施します。	人権推進課
DV 被害者からの相談及び支援(再掲)	DV による相談や支援を希望する被害者に対して、状況の聞き取りを行い、今後の生活再建等について関係機関と連携して支援を行います。	人権推進課
性的マイノリティのための悩みごと相談(再掲)	当事者やその家族、友人等からの性的マイノリティに関する悩みごとについて問題解決の支援を図るために、相談を実施します。	人権推進課
市民相談事業(再掲)	弁護士による法律相談をはじめとする各種相談を実施します。また、消費生活センターにて、多重債務に関する相談を実施します。	人権推進課
女性のための個別就労相談	仕事や働き方についての不安や悩みごと、キャリア全般に関する相談を実施します。	人権推進課
民生委員・児童委員による地域での見守り、相談、援助活動(再掲)	地域住民の身近な相談相手となり、個々の生活課題の解決のため、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぎます。	福祉総務課
福祉サービスに関する相談(再掲)	福祉サービスに関する相談を通して、障害者(児)の生活を支援します。	障害者支援課
相談支援事業の体制整備(再掲)	入間市障害者基幹相談支援センターを中心とした、相談支援の質の向上及び相談支援事業の体制の充実を図ります。	障害者支援課
入間市教育相談「悩みゼロ」(再掲)	教育センターにて、児童生徒・保護者からの学校生活に関する相談を受けます。	学校教育課
さわやか相談室の設置(再掲)	全中学校内にさわやか相談員を配置し、いじめ問題や学校生活の悩みなどの相談を受けます。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、さまざまな課題解決に対応するため、関係機関との連携を図ります。	学校教育課
随時健康相談(再掲)	身体とこころの健康について、保健師・精神保健福祉士・栄養士等が相談を受けます。電話・来所による相談の他、必要に応じて訪問による相談も行います。	地域保健課
精神科医によるこころの相談・もの忘れ相談(再掲)	精神的な症状やもの忘れなどで、精神科への受診を迷っている方やその家族の相談に精神科医が応じます。	地域保健課
ひきこもり相談(再掲)	ひきこもりで悩んでいる本人やその家族が対象。ひきこもりの専門相談を行い適宜、支援に必要な制度やサービスを紹介し、専門機関につなぐ。年6回実施。	地域保健課

心の健康相談 (再掲)	市職員を対象に、産業カウンセラーによる心の健康相談を実施します。職員の心を支え、明るく健康に職務に励むことができるよう支援します。	人事課
ストレスチェック (再掲)	市職員自身のストレスへの気付きや職場環境の改善のため実施します。職員が継続的に市民対応ができるように、メンタル不調を未然に防ぎます。	人事課

3 居場所の充実

取り組み	内 容	担当課
子どもの居場所事業(再掲)	青少年活動センターでは、こどもたちがいつでも安心してすごせる居場所として、施設の一部を開放しています。また、食事や遊び、さまざまな体験ができる「むささび食堂」を開催します。	青少年課
子ども未来室事業(再掲)	すべての子どもたちの自立を支援します。校種間のなめらかな接続により、不登校の減少を目指すとともに、子どもたちが安心して生活できるように、学校での居場所づくりに努めます。	学校教育課
ソーシャルクラブいるまぴあ(再掲)	精神疾患のある方やひきこもり状態にある方を対象に、地域で安心して集える場所を提供し、グループ活動を通して社会的自立の促進を図ります。	地域保健課
家族ぴあ(再掲)	精神疾患のある方の家族同士が情報交換をし、交流を深め、日頃の悩みなどを語り合う場所を提供し、活動を支援します。	地域保健課

4 こども、若者の自殺対策に関する関係機関の連携の強化

取り組み	内 容	担当課
DV 対策庁内連絡会議(再掲)	DV の防止及びその被害者の支援に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、DV 被害者への的確な支援を行うことを目的とします。	人権推進課
人権施策庁内連絡会議(再掲)	人権関連事業の取り組み状況の報告や意見交換、人権施策の協議等を行い、人権教育及び啓発を推進します。	人権推進課
入間市いじめ問題対策連絡協議会(再掲)	若年層の自殺の現状や取り組みの説明、相談窓口案内等の配布による情報提供を行います。	学校教育課
精神保健福祉担当者連絡会議(再掲)	適切な精神保健福祉サービスを提供できるよう関係機関で情報共有を行います。	地域保健課
精神保健福祉医療地域連携会議(再掲)	精神保健福祉の向上のために、保健、福祉、医療の各関係機関で情報共有を行い、連携強化を図ります。	地域保健課
自殺対策庁内連絡会議(再掲)	自殺対策について総合的に検討を行い、自殺対策事業につなぎます。	地域保健課
自殺対策ワーキングチーム会議(再掲)	自殺対策関係課で定期的に自殺の実態把握や事例検討等を行い、担当者間の連携強化を図ります。	地域保健課

ひきこもりプラットフォーム (再掲)	ひきこもりに関する相談を受けている関係機関を対象に、相談等の情報共有するため、精神保健福祉担当者会連絡会議(ひきこもりプラットフォーム)にて、福祉、教育、保健分野の関係機関が包括的に連携し、ひきこもり支援体制構築を図ります。	地域保健課
精神保健カンファレンス (再掲)	精神保健福祉士等の専門職の助言を受けることにより、市職員および地域の相談支援員等の相談技術の向上を図ります。	地域保健課

5 女性への支援

取り組み	内 容	担当課
女性の悩みごと相談 (再掲)	家族や子育てのことなど、悩みを抱える女性に対してストレス緩和や問題解決の支援を図るために、面接相談と電話相談を行います。	人権推進課
女性のための法律相談 (再掲)	生活の中でトラブルを抱える女性に対して問題解決の支援を図るために、法律相談を実施します。	人権推進課
DV 被害者からの相談及び支援 (再掲)	DV による相談や支援を希望する被害者に対して、状況の聞き取りを行い、今後の生活再建等について関係機関と連携して支援を行います。	人権推進課
性的マイノリティのための悩みごと相談 (再掲)	当事者やその家族、友人等からの性的マイノリティに関する悩みごとについて問題解決の支援を図るために、相談を実施します。	人権推進課
市民相談事業 (再掲)	弁護士による法律相談をはじめとする各種相談を実施します。また、消費生活センターにて、多重債務に関する相談を実施します。	人権推進課
女性就労・キャリアアップ支援事業 (再掲)	働く意欲持つ女性が、自身のライフスタイルに応じて生き生きと働き、その能力を十分に發揮出来るよう支援するため各種セミナーや個別就労相談を実施します。	人権推進課
家庭訪問事業(妊娠婦訪問、新生児訪問、乳幼児訪問など)(再掲)	母子への訪問事業により、地域や家庭の状況にあった支援を行い、妊娠・出産、育児の不安の解消に努めます。 新生児訪問では、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を実施し、産後うつの早期発見に努めます。	地域保健課
乳幼児期の母子保健事業(乳幼児相談、子ども相談室、発育発達相談など)(再掲)	乳幼児期の各種事業において子育て支援を実施し、専門的立場から相談、助言を行うことで、妊娠・出産、育児の不安の解消に努めます。	地域保健課
家庭訪問事業(妊娠婦訪問、新生児訪問、乳幼児訪問など)(再掲)	母子への訪問事業により、地域や家庭の状況にあった支援を行い、妊娠・出産、育児の不安の解消に努めます。 新生児訪問では、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を実施し、産後うつの早期発見に努めます。	地域保健課
乳幼児健診事業(3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診)(再掲)	乳幼児健診事業の実施により、疾病等の早期発見を行い、早期治療・早期療育につなげます。 きめ細やかな問診を行い、産後うつ、虐待等の早期発見に努め、育児相談や心理相談により、育児不安の解消や子育て支援を行います。	地域保健課